

香川県生活環境の保全に関する条例に基づく

省エネ性能説明推進員の選任（変更） 及び届出の手引き

令和5年11月

香 川 県

この手引きは、香川県生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、省エネ性能説明推進員を選任し、届け出なければならない事業者の方に対して、届出方法等を説明するものです。

なお、条例に基づく電気機器等に係る地球温暖化対策は、次のとおりとなっています。

条例に基づく地球温暖化対策（機械器具等に関するもの）

□ 省資源・省エネルギーのための行動【第 95 条】

県民及び事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、廃棄物の発生抑制、資源の有効利用、電気等の使用の抑制その他の省資源及び省エネルギーのための行動に努めなければなりません。

□ エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用等【第 96 条】

県民及び事業者は、エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用及び電気機器等の効率的な使用に努めなければなりません。

□ 省エネルギー性能の表示等【第 97 条】

【省エネルギー性能の表示・説明】

店舗において、特定電気機器（エアコン、照明器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電気温水機器）を販売する事業者は、当該電気機器に関する省エネルギー性能等の情報の表示、及び当該電気機器を購入しようとする者への説明に努めなければなりません。

表示方法は、国の統一省エネラベルの規格に準拠します。

説明する省エネルギー性能等の情報は、ラベルに記載した内容です。

【省エネ性能説明推進員の選任等】

1,000 m²以上の電気機器の売場面積をもって特定電気機器を販売する事業者は、1,000 m²以上の電気機器の売場面積の店舗において、特定電気機器に関する省エネルギー性能について、当該電気機器を購入しようとする者に対して説明することを推進する者（省エネ性能説明推進員）を選任し、知事に届け出なければなりません。

統一省エネラベル例



1 省エネ性能説明推進員制度の概要

一定規模以上の電気機器販売事業者を対象に、特定電気機器を購入しようとする者に対し、当該電気機器の省エネルギー性能について、説明することを推進する者（省エネ性能説明推進員）の選任と知事への届出を義務づける制度です。

(1) 省エネ性能説明推進員の役割

省エネ性能説明推進員は、特定電気機器を購入しようとする者（消費者）に対し、自社の販売員が省エネルギー性能について適切に説明できるように指導を行い、説明の徹底を図る体制を整える社内リーダー役を担います。

また、省エネ性能説明推進員自身も、省エネ家電のスペシャリストとして、消費者に詳しく説明する役割を担います。

(2) 省エネ性能説明推進員の選任

省エネ性能説明推進員の選任義務者は、1,000 m²以上の電気機器の売場面積の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから 1 名以上の省エネ性能説明推進員を選任しなければなりません。

2 省エネ性能説明推進員の選任義務者

省エネ性能説明推進員の選任義務者は、1,000㎡以上の電気機器の売場面積をもって特定電気機器を販売する事業者です。

3 省エネルギー性能

省エネルギー性能とは、「エネルギー消費量との対比における特定電気機器の性能」と定義していますが、具体的には、平成18年経済産業省告示第258号で定められている、多段階評価点、省エネルギーラベル及び1年間使用した場合の目安となるエネルギー料金（年間の目安エネルギー料金）が該当します。

統一省エネラベルは、これらの省エネルギー性能が消費者に分かりやすいように表示されています。

統一省エネラベル

新ラベル エアコンの統一省エネラベルの例

①多段階評価点
市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示（多段階評価点）。★（星マーク）は多段階評価点に応じて表しています。

星と多段階評価点の対応表			
★★★★★	5.0	★★★☆☆	2.5～2.9
★★★★☆	4.5～4.9	★★☆☆☆	2.0～2.4
★★★★☆	4.0～4.4	★☆☆☆☆	1.5～1.9
★★★☆☆	3.5～3.9	☆☆☆☆☆	1.0～1.4
★★☆☆☆	3.0～3.4		

②省エネルギーラベル
省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度を表示。（詳細は06ページ参照）

③年間の目安電気料金
1年間使用した場合の経済性を、年間の目安電気料金で表示。
電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」を活用し、直近3年分の平均値（小数点第1位を四捨五入）から、1kWhあたり27円（税込）として算出。

省エネ性能 ★★☆☆☆☆ 2.0

省エネ基準達成率 87% APF 5.8

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 **20,500円**

目安電気料金は、東京の外気温度を前提に算出していますが、使用する地域により異なります。外気温度の他にも使用条件（設定温度、使用時間、住宅性能等）や電力会社等により異なります。使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

ARC-R0409



（出典）経済産業省ホームページより

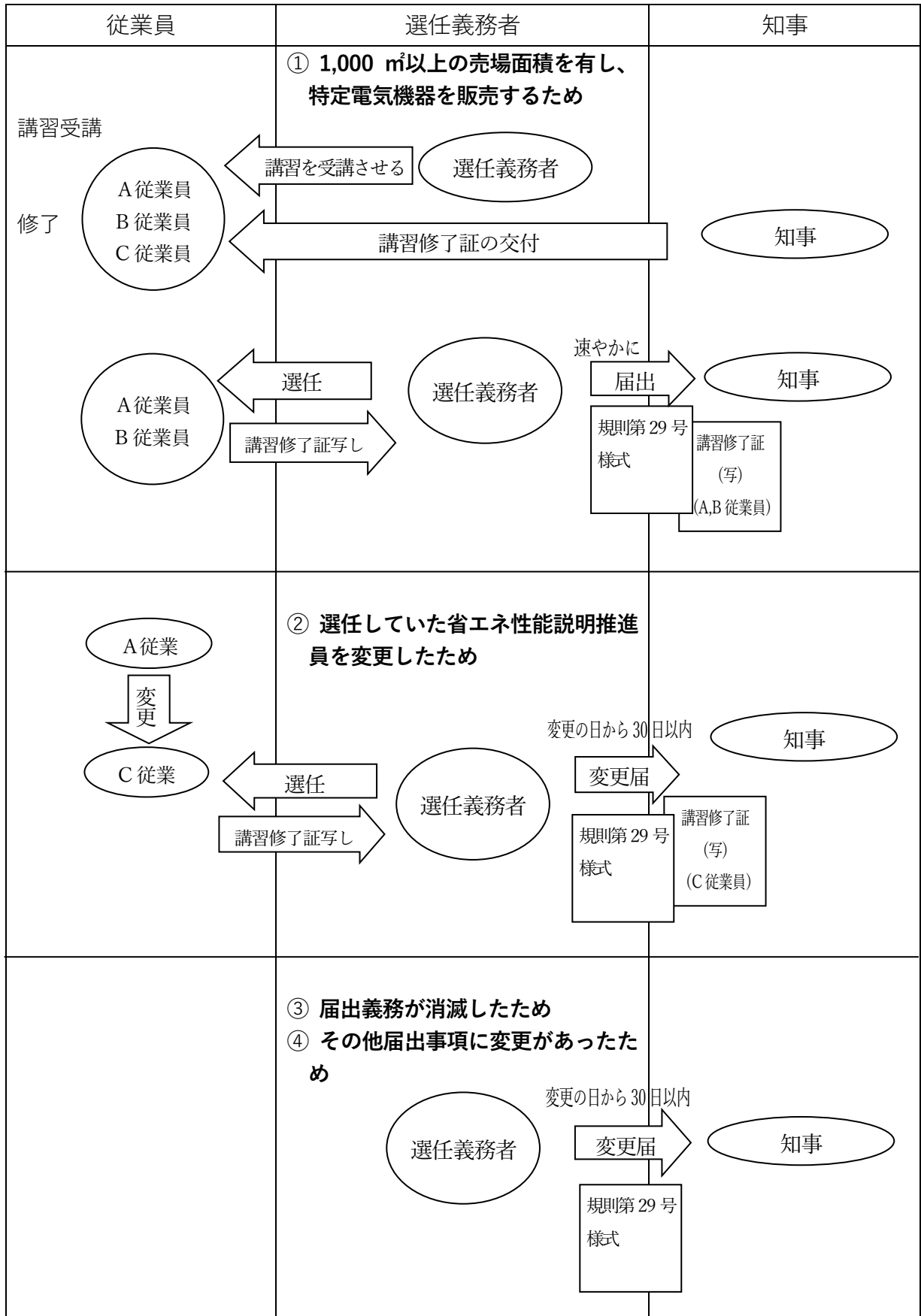
【統一省エネラベルの入手方法】

「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>) からダウンロードできます。

※ 製造事業者等が、経済産業省資源エネルギー庁のデータベースに製品情報を随時登録することで、小売事業者や一般ユーザーが現在市販されている製品情報の一覧を表示し、統一省エネラベルを出力できるシステム。

4 省エネ性能説明推進員の届出

省エネ性能説明推進員の選任義務者は、下表「選任義務者」の欄の①から④のいずれかに該当する場合には、知事に届け出なければなりません。



5 書類の提出方法

選任義務者は、知事への届け出が必要な書類（規則第 29 号様式及び講習修了証の写し）を、【香川県】電子申請・届出システムを利用して電子データで提出してください。

【香川県】電子申請・届出システム <https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/>

手続き名：省エネ性能説明推進員選任（変更）届出

システムの利用が困難な場合は、必要書類を書面で下記まで提出してください。

香川県環境森林部環境政策課 カーボンニュートラル推進室計画推進グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL：087-832-3216

第 29 号様式（第 69 条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）

香川県生活環境の保全に関する条例第 97 条第 2 項（第 97 条第 3 項）の規定により、
省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

電気機器の販売を 業とする者の名称			
省エネ性能説明推 進員の氏名等	氏名	役職	届出の内容
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
届 出 の 理 由	<input type="checkbox"/> 1,000m ² 以上の売場面積を有し、特定電気機器を販売するため <input type="checkbox"/> 選任していた省エネ性能説明推進員を変更したため <input type="checkbox"/> 届出義務が消滅したため <input type="checkbox"/> その他届出事項に変更があったため （ ）		
売 場 面 積	m ²		
連 絡 先	担当部署 担当者 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス		

- 備考 1 届出の内容の欄及び届出の理由の欄は、該当する□にレ印を記入すること。
届出の理由の欄で「その他届出事項に変更があったため」に該当する場合は、その内容を（ ）内に具体的に記入すること。
- 2 新たに選任された者については、講習を修了したことを証する書類の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記入例（新規に選任する場合）

第 29 号様式（第 69 条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

令和〇年〇月〇日

香川県知事殿

届出者 ○〇電気株式会社〇〇店

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

香川県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇〇

氏名 ○〇電気株式会社〇〇店長 ○〇〇〇

香川県生活環境の保全に関する条例第 97 条第 2 項（第 97 条第 3 項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

電気機器の販売を業とする者の名称	○〇電気株式会社〇〇店		
省エネ性能説明推進員の氏名等	氏名	役職	届出の内容
	○〇〇〇	副店長	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（令和〇年〇月〇日）
	○〇〇〇	主任	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（令和〇年〇月〇日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
届出の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000m ² 以上の売場面積を有し、特定電気機器を販売するため <input type="checkbox"/> 選任していた省エネ性能説明推進員を変更したため <input type="checkbox"/> 届出義務が消滅したため <input type="checkbox"/> その他届出事項に変更があったため （ ）		
売場面積	〇,〇〇〇 m ²		
連絡先	担当部署 ○〇〇課〇〇グループ 担当者 ○〇〇〇 電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

- 備考 1 届出の内容の欄及び届出の理由の欄は、該当する□にレ印を記入すること。届出の理由の欄で「その他届出事項に変更があったため」に該当する場合は、その内容を（ ）内に具体的に記入すること。
- 2 新たに選任された者については、講習を修了したことを証する書類の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記入例（変更する場合）

第 29 号様式（第 69 条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

令和〇年〇月〇日

香川県知事殿

届出者 ○〇電気株式会社〇〇店

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

香川県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇〇

氏名 ○〇電気株式会社〇〇店長 ○〇〇〇

香川県生活環境の保全に関する条例第 97 条第 2 項（第 97 条第 3 項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

電気機器の販売を業とする者の名称	○〇電気株式会社〇〇店		
省エネ性能説明推進員の氏名等	氏名	役職	届出の内容
	〇〇〇〇	副店長	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（令和〇年〇月〇日）
	〇〇〇〇	主任	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（令和〇年〇月〇日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任 選任又は解任の日（ 年 月 日）
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1,000m ² 以上の売場面積を有し、特定電気機器を販売するため <input checked="" type="checkbox"/> 選任していた省エネ性能説明推進員を変更したため <input type="checkbox"/> 届出義務が消滅したため <input checked="" type="checkbox"/> その他届出事項に変更があったため （〇〇〇〇副店長の退職）		
売場面積	〇,〇〇〇 m ²		
連絡先	担当部署 ○〇〇課〇〇グループ 担当者 ○〇〇〇 電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

- 備考 1 届出の内容の欄及び届出の理由の欄は、該当する□にレ印を記入すること。届出の理由の欄で「その他届出事項に変更があったため」に該当する場合は、その内容を（ ）内に具体的に記入すること。
- 2 新たに選任された者については、講習を修了したことを証する書類の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(参考)

香川県生活環境の保全に関する条例及び同条例施行規則【電気機器等関係】

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
<p>(省資源及び省エネルギーのための行動)</p> <p>第 95 条 県民及び事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、廃棄物の発生を抑制、資源の有効利用、電気等の使用の抑制その他の省資源及び省エネルギーのための行動に努めなければならない。</p> <p>(エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用等)</p> <p>第 96 条 県民及び事業者は、エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用及び電気機器等の効率的な使用に努めなければならない。</p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第 97 条 電気機器の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下同じ。)は、規則で定める電気機器(以下「特定電気機器」という。)を販売するときは、規則で定めるところにより、エネルギーの消費量との対比における当該特定電気機器の性能(以下「省エネルギー性能」という。)を表示し、特定電気機器を購入しようとする者に対し、説明するよう努めなければならない。</p>	<p>(特定電気機器)</p> <p>第 66 条 条例第 97 条第 1 項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号。以下「省エネ法施行令」という。)第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものという。以下同じ。)</p> <p>(2) 照明器具(省エネ法施行令第 18 条第 3 号に規定する照明器具をいう。ただし、照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成 22 年経済産業省告示第 54 号)に掲げる蛍光灯器具であって卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。)</p> <p>(3) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第 18 条第 4 号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第 18 条第 10 号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。)</p> <p>(5) 電気冷凍庫(省エネ法施行令第 18 条第 11 号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。)</p> <p>(6) ガス温水機器(省エネ法施行令第 18 条第 14 号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。)</p> <p>(7) 石油温水機器(省エネ法施行令第 18 条第 15 号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。)</p> <p>(8) 電気便座(省エネ法施行令第 18 条第 16 号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。)</p> <p>(9) 電気温水機器(省エネ法施行令第 18 条第 26 号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。)</p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第 67 条 条例第 97 条第 1 項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) エアコンディショナー</p>

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
	<p>ア 多段階評価点(エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。)1-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示1-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。)の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金(告示1-1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。)</p> <p>(2) 照明器具</p> <p>ア 多段階評価点(告示2-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示2-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金(告示2-1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。)</p> <p>(3) テレビジョン受信機</p> <p>ア 多段階評価点(告示3-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示3-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金(告示3-1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。)</p> <p>(4) 電気冷蔵庫</p> <p>ア 多段階評価点(告示7-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示7-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金(告示7-1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。)</p> <p>(5) 電気冷凍庫</p> <p>ア 多段階評価点(告示8-1イに掲げる多段階評</p>

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
	<p>価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示8-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の日安となる電気料金(告示8-1ハに掲げる年間の日安電気料金をいう。)</p> <p>(6) ガス温水機器</p> <p>ア 多段階評価点(告示11-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示11-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の日安となるガス料金(告示13-1ハに掲げる年間の日安ガスをいう。)</p> <p>(7) 石油温水機器</p> <p>ア 多段階評価点(告示12-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示12-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の日安となる灯油料金(告示12-1ハに掲げる年間の日安灯油料金をいう。)</p> <p>(8) 電気便座</p> <p>ア 多段階評価点(告示13-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示13-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の日安となる電気料金(告示13-1ハに掲げる年間の日安電気料金をいう。)</p> <p>(9) 電気温水機器</p> <p>ア 多段階評価点(告示19-1イに掲げる多段階評価点をいう。)</p> <p>イ 省エネルギーラベル(告示19-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。)</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称</p> <p>エ 機種名</p> <p>オ 1年間使用した場合の日安となる電気料金(告示19-1ハに掲げる年間の日安電気料金をいう。)</p>

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
<p>2 電気機器の販売を業とする者のうち規則で定めるものは、特定電気機器を販売するときは、規則で定めるところにより、省エネルギー性能について、特定電気機器を購入しようとする者に対し説明することを推進する者（以下「省エネ性能説明推進員」という。）を選任し、知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（勧告及び公表）</p> <p>第100条</p> <p>5 知事は、第97条第2項又は第3項の規定による省エネ性能説明推進員の届出をしない者に対し、省エネ性能説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。</p> <p>6 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第125条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>（10） 電気機器の販売を業とする者のうち規則で定めるもの</p> <p>第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>（2） 第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>（省エネ性能説明推進員の選任義務者）</p> <p>第68条 条例第97条第2項及び第125条第10号の規則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。</p> <p>（省エネ性能説明推進員の選任等）</p> <p>第69条 条例第97条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書（第29号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、条例第97条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。</p> <p>（届出書の提出部数等）</p> <p>第87条 この規則の規定により知事に提出する届出書は、正本にその写し1通を添えて提出しなければならない。</p> <p>2、3 略</p>

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
第 140 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 132 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	